第三条　申請等を行う者は、規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を光学式読取装置を用いて入力するときは、光学式読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

２　行政機関等は、申請等を行う者が、規則第五条第二項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

一　申請等を行う者に係る規則第二条第二項第六号イからニまでに掲げる電子証明書を送信するとき　申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項

二　電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき　当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

三　申請等を行う者が、その定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、行政機関等がこれらの情報を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するとき　当該定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項

第四条　規則第五条第一項及び第二項の規定により申請等を行う者は、当該申請等について行政機関等が申請等を行おうとする者以外の者の電子署名を要することとしているときは、当該電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る電子証明書であって規則第二条第二項第六号イからニまでのいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

第五条　規則第五条第三項ただし書の行政機関等が申請等を行った者を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第五条第三項本文に規定する措置

二　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、当該行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、前二号の措置を併せて講ずること。

第六条　規則第九条ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第九条本文に規定する措置

二　処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。

第七条　行政機関等は、規則第九条の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から当該行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

その他告示

○防災庁告示第五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務については、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）に委任したので、同条第六項の規定に基づき告示し、公布の日から適用する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

補助金等の名称	事務の内容
国家公務員共済組合負担金	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定 三　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 四　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 五　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知 六　法第十七条第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消 七　法第十八条第一項の規定による補助金等の返還命令

○防災庁告示第六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の補助事業者等が市町村（特別区を含む。）であるものの交付に関する同表下欄に掲げる事務を都道府県の知事が行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

補助金等の名称	事務の内容
防災力強化総合交付金	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請の受理 二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務 四　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知 五　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告に関する事項 六　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令 七　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令 八　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理 九　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知 十　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令 十一　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令 十二　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等 十三　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出に関する事項

○防災庁告示第七号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

東京都千代田区永田町一丁目六番一号中央合同庁舎第八号館　防災庁情報公開・個人情報保護窓口